

令和6年3月1日～令和6年3月15日の期間に婚姻されたご夫婦へ

上記期間に婚姻届を受理されたご夫婦については、戸籍への反映に時間を要し、申請期限の令和6年3月15日（金）までに必要書類を取得できない可能性があることから、**暫定的な書類（条件付き）**で本事業の申請を行うことができます。

【従来の必要書類】

「婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し」



【暫定的な書類】

「婚姻届記念証」

※市民課や支所窓口などで婚姻届が受理された際に「婚姻届記念証」を受け取ることができます。

詳細は市民課 HP をご確認ください。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/koseki/konin.html>

《条件》

「婚姻届記念証」を添付して申請されたご夫婦は、戸籍への反映後、「婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し」を取得していただき、追加のご提出をお願いします。

【提出期限】 令和6年3月29日（金）まで（必着）

※本事業の申請期限は変わらず令和6年3月15日（金）です。

【提出方法】 「松山市結婚新生活支援事務局」に郵送で提出

〒790-0002 愛媛県松山市二番町四丁目4番地2 NOSAIビル2階

※期限内の提出がない場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める可能性がありますので、必ず、期限内でのご提出をお願いします。

【参考：婚姻届記念証のイメージ】

